

## 佐倉市補助金検討委員会（第2回）会議要録

日時	平成31年3月20日（水）14時～15時50分	場所	佐倉市役所議会棟第2委員会室
出席者	委員：大塚委員長、池田委員、薄井委員、小野委員、林委員（五十音順）		
	事務局	丸島財政課長 滋野副主幹      菅谷副主幹      小出主査補	
	その他	傍聴者 0名	
内 容			
<p><b>（1）議事</b></p> <p><b>1. 補助金の見直し方法について</b></p> <p>（委員長） 配布資料の説明を事務局に求める。</p> <p>（事務局）</p> <p>① 県内市町村補助金交付金の割合 ② 佐倉市まち・ひと・しごと総合戦略 ③ 財政推計 ④ 補助金一覧表（補助対象区分と国県補助有無による分類） について説明。</p> <p>（委員長） 議題に入る。佐倉市の補助金が全体として多いわけではないが、財政調整基金が減っていることは留意すべき点である。佐倉市全体のお金の使い方を効率的にしていかなければならず、これは補助金を通して同様である。前回の委員会で補助金の見直しを行う上で「ものさし」をどうするべきかについての議論があった。事務局で検討した点について説明してほしい。</p> <p>（事務局） 前回の委員会で補助金の見直しを行う上での「ものさし」があるべきという意見と、配布資料の補助金一覧につき、分類の見直しをしたほうがよいという意見をいただいた。まずは分類から検討してみた。国や県の補助があるのか、対象が個人か団体か、対象が団体の場合には、事業費補助か運営費補助かにより分類して、再度補助金の一覧を作成した。</p> <p>事務局の視点として、補助金一覧の中で、国県補助金のあるものは、制度設計自体を国等が行っており、市の判断で補助自体を削ることはなかなか難しく、見直しの議論としては必要性が低いと判断している。また、個人を対象とした補助金についても、分類した上で一覧表を見ると、補助金等交付基準の対象経費の項目に記載のある「経済的な負担軽減その他市民の福祉増進のために金銭的な援助が必要」を逸脱しているものは見</p>			

られないため、見直しの議論としては、こちらも優先順位が低いと判断することができるのではないかと考えている。

団体に対する補助については、定期監査において、精算処理や交付要綱の見直しについて、指摘を受けている案件も存在する。事業の適格性について検討する余地があると考えている。また、事業の成果報告について、補助金等の交付に関する規則の第13条に実績報告を提出しなければならないという趣旨の記載はあるが、報告書の内容についての定めがない。補助金等交付基準の中で、市が求める成果等事業費の内容についてまで踏み込んだ記載をすべきかどうか検討する余地があると考えている。

団体の運営費については、補助金等交付基準の中で、対象経費は「団体の存在に公益性があり、団体の設立、運営にあたり、その運営基盤が弱く金銭的な援助が必要な場合」とあり、備考欄に設立後「特に必要な場合を除き5年を限度」としている。しかし、補助金一覧のうち「国県補助なし・団体・運営費」として区分した一覧を見ると、5年を経過している場合がほとんどで、当該基準が形骸化している可能性も考えられる。5年という期限が適正か検討すべきではないか。交付基準の適格性部分に「繰越金の額と比べて適正であること」とあるが、具体的には定められていない。繰越金の額についてガイドラインを定めるか検討が必要である。補助金一覧の「国県補助なし・団体・運営費」を見ると人件費に対する補助が多いが、人件費についての基準が定められていないため、基準の中で定めるか検討を要すものとする。また、運営費については最終的に精算するかどうか基準を決めるべきではないかという意見もある。このように補助金の対象を分類して見ていくと、前回指摘のあった補助金を検討する上での「ものさし」が見えてくるのではないかと考えている。

(委員長)

事務局の説明を踏まえて、今回の資料を見る中で何か質問はあるか。

(委員)

財政推計では歳入歳出の差し引きがプラスであるが、前回資料「平成29年度佐倉市決算概要」の実質単年度収支ではマイナスになっていた。この違いはなぜか。

(事務局)

財政推計における形式収支は単純に歳入と歳出の差し引きで計算するものであり、将来的にもマイナスにはならない見込みである。一方で実質単年度収支は、形式収支から財政調整基金の増減等の要素を差し引きして算出するもので、その年度に収入、支出したお金の動きを示したもので、平成29年度は赤字となったもの。

(委員長)

形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を除外したものが実質収支であり、実質収支は累積黒字を表す。累積黒字である実質黒字の増減を示しているのが単年度収支であり、そこから貯金の増減を除いたものが実質単年度収支である。財政推計では財政調整

基金の取り崩しが続き、将来的に枯渇することが予想されているのが、佐倉市の課題である。ただし、赤字自体が悪いわけではなく、借金の返済や施設の建て替えにより発生する赤字は問題がない赤字とも言えるが、その状態が続くことはよい傾向ではない。

(委員)

県内市町村補助金交付金の割合の表について、補助金の歳出に占める割合が平均より高いか低いかという視点だけでみると状況を見誤る可能性もあるので留意すべき。

(委員長)

補助金の歳出に占める割合を考えるにあたっては歳出全体の中身も考慮すべきである。建設事業費が多いか少ないかでも補助金の割合が変わってくる。現時点では佐倉市の割合は、他団体との比較では特に目立つところではないところであろう。

(委員長)

今後の進め方として、三つの論点を述べたい。まず一つ目として、補助金を一つ一つ見て判断していくと時間が足りない。これを今後見ていくための枠組みやチェックポイントとしての「ものさし」自体を作っていくのが今回の委員会の役割と考えるがどうか。

(委員)

前回の補助金検討委員会での意見書「補助金の見直しの視点」にあるように、前回から引き継いでいくもの、見直すもの、追加するものを検討していくとよいのではないかと考える。また、監査や議会で指摘を受けたものを別紙にして作成願いたい。

(事務局)

補助金の一覧表の指摘事項に一部記載しているものがあるが、次回までに別紙で作成することとしたい。

(委員)

枠組み作りをこの会議でしていくことに賛成する。補助金の一覧を見ると、国県補助つきのが 42 件あるが、これが大半を占めている。補助金の支出額を縮小していくという視点で考えると、これらを見直しの議論から外した場合、補助金の全体額の増減はあまり変わらないかもしれないが、それでも問題ないか。

(事務局)

委員会の目的として、補助金の支出額削減もあるかもしれないが、補助金支出額削減はどちらかというと行財政改革の内容となるため、本委員会では補助金のあり方や交付基準などの枠組みを現状に即したものとして見直すことを主眼としていただければと思う。

(委員長)

二つ目の論点として市が単独で行っている補助を見直すことを優先としたいがどうか。

(各委員)

賛成。

(委員長)

三つ目の論点として、事務局から説明のあった補助対象の分類をふまえて実際に検討したいとおもうがよろしいか。

(各委員)

賛成。

《分類「国県補助なし・個人」》

(委員長)

それでは、三つの論点を踏まえて議論を進めていきたい。補助金一覧の中で分類した国県補助がなく個人を対象とした補助についての考えを事務局に説明願う。

(事務局)

補助金一覧の「国県補助なし・個人」に分類したのを見ると、災害等で市民生活に被害を受けた場合等、基本的に個人が金銭的に援助を必要とする場合に補助をしている。補助金等交付基準において補助対象の定義には「個人の経済的な負担軽減その他市民福祉の増進のために金銭的な援助が必要な場合」とあることから、現時点では、基準を逸脱しているものはないと考えている。

(委員長)

事務局として、現時点では基準を逸脱しているものはないと考えているとのことであるが、団体に対する補助とは違い、公共性という面は少ないという側面もある。どういう点に着目していくべきか意見を伺いたい。

(委員)

3年不交付であれば、見直しをする必要があると考える。チェックポイント、基準をつくとよい。

(委員長)

不交付が続いているものは見直し必要がある。

(委員)

補助を行った後の効果が見えない部分がある。有効性は確認できるか。

(事務局)

実績報告は提出されているが効果というのはわかりにくい。例えば定住化促進支援事業については担当部局のほうで実績報告提出のうえ KPI により効果測定を行っているが、実際には効果検証が難しい場合がある。

(委員長)

KPI の観点は重要と考える。福祉の増進ができているかということもポイントとなる。

(委員)

補助金の制度としてはあるが、利用されていない、申請しづらいという利用者側の視点も必要があると思う。

(委員長)

個人に対する補助金は周知されているのかもチェックポイントになるであろう。手間がかかるなら、申請しないという場合もある。使いやすさも大事であると考え。このような着眼点をひろって次回の委員会で話をしていきたい。

《分類「国県補助なし・団体（含団体及び個人）・事業費」》

(委員長)

補助金一覧の中の団体・事業費補助については、補助金等交付基準に「実施する事業に公益性があり、その実施に金銭的な援助が必要な場合」という定義がある。何ををもって公益性とするのかという観点を踏まえて意見をもらいたい。

(委員)

公益性には2つの観点があると考え。補助がないと市民の生活のクオリティが落ちるものと、補助があることで生活がより良くなるものの2つである。生活の質が落ちてしまものなのかどうかを基準としてはどうか。

(委員長)

特定の誰かのためだけでなく、補助金をうけることでメリットを享受できる人が多いものではないといけない。

(委員)

公益性についても今必要なものか、10年後必要とするものかといった時間軸で考える必要がある。

(委員長)

タイムリーな補助金なのかを考えることは重要。また、毎年一定額が交付されているものは、余剰金が生じても既得権益的に交付されていないかといった、妥当性を見ていく必要もあると思う。

(委員)

団体によっては定額補助として交付された補助金を使い切らなければならないと考えている場合もあるのではないかと。毎年一定額となっているものは見直すべきである。

(事務局)

実績報告の確認は現時点でも行っているが、交付基準等で明確にするのであれば、領収書の確認や、飲食代の可否といった細かい規定を設定すべきかどうかといった検討も必要と思われる。

(委員長)

補助金等交付基準に規定するというのは難しい部分もあるかもしれないが、使い切らなければならないという考え方は変えるべきではないか。

《分類「国県補助なし・団体・運営費（含運営費及び事業費）」》

(委員長)

補助金一覧の中の団体・運営費補助については5年以上続いているが、その団体には体力があると思われるものもあり、必要性があるのか。

(事務局)

補助額の中には事業費補助も含まれている。また人件費に対し補助をしているものもあるが、どのように補助額を算定するのか、また、いつまで補助を行うかという課題がある。

(委員長)

効果を上げなければいけないというインセンティブを持たせないといけない。

(委員)

その通りで、効果が上がらないのであれば、補助を行わないこととしたほうがよいのではないかと。

(委員長)

人件費補助をするのであれば、外郭団体にさせるのではなく、行政が直接執行したほうがよいものもあるのではないかと。

(委員長)

この区分の中に事業内容を見ると、運営費補助ではなく事業費補助ではないかと考えられるものもある。

(委員)

資料の説明の中であった運営費補助における対象期間、繰越金の有無による補助額の検討課題について、他自治体の事例があれば調べて次回の資料に加えてほしい。

(委員長)

可能な範囲でお願いします。

これまでの意見については着眼点という形でまとめて次回検討していきたい。

これにて閉会とする。

15 : 50 終了